規　　約

静岡県書道連盟

平成26年４月改定

第１条　本連盟は静岡県書道連盟と称し、事務所を当年度事務局長宅に置く。ただし、銀行口座については会計部長が管理することとし、銀行口座を管理する住所を会計部長宅とする。

第２条　本連盟は書道の普及、書道芸術の昂揚及び書道教育の振興と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第３条　本連盟の趣旨に賛同するものを以て会員とし所定の会費を収める。「但し２年以上会費を滞納した場合は、退会とみなし本人に連絡のうえ会員名簿より削除する。」

第４条　本連盟は第２条の目的を遂行するため次の事業を行なう。

展覧会　講習会　研究会

その他必要と認めた事業

第５条　本連盟に次の役員をおく。

会長１名　副会長若干名　理事長１名

副理事長若干名　会計監事若干名

常任理事若干名　理事若干名

第６条　会長及び理事長は総会において選任する。副会長は会長が要請し、理事会の承認を経て委嘱する。

副理事長は理事長が要請し理事会の承認を経て委嘱する。

⑵　会長は連盟を代表してこれを総理する。

⑶　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

⑷　理事長は会長を補佐し、会務を処理する。

⑸　副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代理する。

第７条　理事は総会において選任する。

⑵　理事は理事会を構成し連盟の重要事項を審議する。

第８条　常任理事は理事の互選による。

⑵　常任理事は常任理事会を構成し、連盟の事業遂行の審議に当たる。

第９条　会計監事は総会において選任する。

⑵　会計監事は連盟の会計監査に当たる。

⑶　会計監事は連盟の活動を掌握するため理事会、常任理事会に出席できる。（但し議決権は有しない。）

第10条　役員の任期は２年とする。但し再選を妨げない。

第11条　連盟に顧問及び相談役をおくことができる。

⑵　顧問及び相談役は会長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は顧問については終身とする。相談役については２年とし再任は妨げない。

⑶　顧問・相談役は必要に応じ、連盟の諮問にこたえる。

第12条　連盟は本部役員会及び運営委員会を組織し、事業の運営、執行に当たる。

⑵　本部役員会は、正副会長、正副理事長、本部正副事務局長、本部書きぞめ展役員、東・中・西支局長及び事務局長、各部長で組織する。

⑶　運営委員は理事長が委嘱し、任期は２年とする。但し、再任は防げない。

⑷　運営委員長は理事長が兼任する。

⑸　事務局（長）を置き、運営に必要な各委員会・部・局を設ける。

⑹　総務委員は、本部役員経験者で各部の諮問に応える。

第13条　連盟の会議は総会、理事会及び常任理事会とし、総会は会長が招集し、その議長は会長又は会長が指名する者、理事会及び常任理事会は、理事長が招集し、その議長は理事長又は理事長が指名する者が議長となる。

第14条　総会は年１回開催する。但し必要がある時には臨時に開催することができる。

⑵　総会は次の事項を議決又は承認する。

①連盟の事業報告及び事業計画

②連盟の予算及び決算

③規約の変更

④役員の改選

⑤その他の重要事項

第15条　理事会は必要により随時開催し、次の事項を議決する。但し、緊急を要する事項が生じた場合は本部役員会に一任する。

①　総会に提出する議案

②　連盟の運営上重要な事項

第16条　常任理事会は必要により随時開催し、次の事項を審議する。

①　展覧会、講習会、研究会等の開催

②　その他必要な事項

第17条　すべての会議はその出席者の過半数の同意によって議決する。

⑵　可否同数の場合は議長の決するところによる。

⑶　出席できない構成員はあらかじめ通知された事項について代理人に委任することができ、この場合は出席したものとみなす。

第18条　連盟の経費は次の収入をもってこれに当たる。

1．会費　事業収益　寄付金　その他

2．会費は会員と役員に分け、会員年額3,500円、役員年額5,000円とする。

3．顧問・相談役の会費は役員と同額とする。

4．入会金は1,000円とする。

5．当年度の会費納入は、その年の7月31日までとする。

第19条　連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第20条　連盟に会員名簿、金銭出納簿、その他関係簿冊を備え必要事項を記録する。

第21条　本連盟は第2条の目的を遂行し、その運営を円滑にするため、東・中・西の地区に支局をおき、その地域に支部を設ける。

支部の運営は連盟の定める支部規約による。

第22条　本連盟は県芸術文化の興隆を計り、各部門の横の連携を保つため静岡県文化協会に加入する。

第23条　静岡県文化協会の理事には当連盟より理事長を送る。

第24条　連盟の名誉を著しく損する行為のあった者は理事会の承認を得て会長が除名する。

付　　則

第1条　この規約について必要な細則は理事会の承認を得て会長がこれを定める。

第2条　この規約は昭和51年4月1日から施行する。

第3条　会員に対する慶弔金、見舞金は次の場合に贈る。

1．会員の死亡……弔慰金・花輪を含めて10,000円程度とする。

2．会員家屋の全焼全壊……見舞金15,000円
但し、特別の場合は別途協議する。

3．祝い金、義援金などについては、本部役員会において協議し支出する。

第4条　連盟に対し功労のあった者は静岡県書道連盟表彰規定に基づき顕彰する。

内　　規

公募展内規

（平成29年4月改定）

1．本連盟の目的とする書道の普及・昂揚・振興を図るため、書作品を公募し展覧会を開催する。

2．名称を「静岡県書道連盟公募展」とし、年1回実施する。

3．公募展の出品者は静岡県内に在住する満16才以上の者とし、本連盟の理事以上の役員の出品は認めない。又、底辺拡大の意味で、県芸術祭（県展）入賞経験者の出品も認めない。

4．公募展の運営は公募展部がこれにあたる。

5．作品の審査は本連盟の常任理事以上及び支局相談役・総務委員・支部相談役がこれにあたる。

6．出品料は有料とする。

7．作品を鑑別審査し、展示する。特に優秀な作品には賞を授与する。

8．本内規は平成2年度から改組公募展として実施する。

役員推薦基準内規

（平成29年4月改定）

1．役員（理事・常任理事）推薦は各支局ごとに行い、それは次の基準によるものとする。

⑴　A，常任理事は連盟運営の中心となり、諸事業の推進をはかり、活動する者とし連盟諸事業（以下①～⑫）に該当の70％を超える出席・参加等の実績を以て協力度とみなし、推薦の基準とする。

①総会　②理事会　③常任理事会
④連盟展出品　⑤連盟展懇親会
⑥夏季講習会　⑦公募展出品要請協力
⑧公募展審査
⑨書きぞめ展出品要請協力又は運営協力
⑩新年会　⑪新春書作家展出品
⑫基本的に推薦教授資格又はふじのくに芸術祭委嘱

B，理事は連盟運営の中心となり、諸事業の推進をはかり、活動する者とし連盟諸事業（以下①～⑩）に該当の50％を超える出席・参加等の実績を以て協力度とみなし、推薦の基準とする。

①総会　②理事会　③連盟展出品
④連盟展懇親会　⑤夏季講習会
⑥公募展出品要請協力
⑦書きぞめ展出品要請協力又は運営協力

⑧新年会　　⑨新春書作家展出品
⑩基本的に推薦教授資格又はふじのくに芸術祭委嘱
理事は連盟に継続３年以上在籍し、原則として推薦教授資格認定試験に合格していることを要す。

C，このほか、各支局・支部において推薦基準に加えるものがあれば、それぞれ協議してきめるものとし、支部・支局の事情等も加味した上で支局役員会にはかり、支局としての推薦とする。

D，協力度については、任期２年間を通したものとする。

⑵　常任理事は理事就任後３年以上経過していることを要す。

⑶　役員定数は連盟会員数に対し、おおむね平均20％とする。

⑷　特別の理由のある場合は、その都度協議する。

２．会長、理事長候補推薦
各支局15名により構成する推薦委員会を設けて協議し、理事会の承認を得て推薦する。

３．連盟内外を問わず、有識者など連盟の質的向上に寄与いただける方を、本部役員会において客員に推薦し、総会の承認を得る。

４．支局役員
理事長の要請により、各支局は支局役員（支局長、支局事務局長）候補者を推薦することができる。

５．支局に支局相談役をおくことができる。
支局相談役は、表彰規定に該当し、被表彰者等、又各支局において貢献した者とし支局役員会で推挙し、本部役員会にはかり決定するものとする。相談役は、本部総務委員と同格とし、公募展審査等の資格を有する。

６．各支局に運営上必要な役員をおくことができる。会計、会計監事、運営委員とし、運営委員については、各支局の実情にあわせ、原則として支部長、現本部役員を含め、又担当副理事長及び支局三役が推薦する者で構成するものとする。

推薦教授の認定授与に関する内規

（平成21年４月改定）

静岡県書道連盟推薦教授の資格認定に関する内規を次のように定める。

１．推薦教授の資格認定は、理事会において推挙された若干名の審査委員により、審査委員会を組織し、審査会の成績をもとにして協議のうえ、合格者にこれを与える。

２．審査委員会は、原則として年１回行う。

３．認定料は、有料とし、認定証授与の時納付する。

４．認定を受けようとする者は、下記の事項に該当し、所定の手続きをするものとする。

①　県書道連盟に入会し、満３年以上経過しているもの。

②　県書道連盟諸事業に協力し、実績が認められるもの。

③　相当な書歴を有し、かつ指導能力があると認められるもの。

④　連盟主催の夏季講習会に参加し、受講証の交付を受けているもの。

⑤　以上について、書道連盟理事以上の役職者により資格を有すると認められ、推薦されたもの。

― 推薦教授資格認定試験申し込み手続き要項 ―

推薦教授資格認定試験は、次の手続きにより申し込むものとする。

１．受験申し込みは、下記の①～③を、３月末日までに推薦教授部部長宛に提出すること。

①　申込書　ボールペンにて楷書で記す。
（付記９・連盟会報に掲載する書式・１通）

②　推薦書　連盟理事以上の役職者による推薦書。（規定の書式による付記８）

③　受験料は、有料とする。

２．審査の対象とするものを下記⑴(ｲ)(ﾛ)とし、⑴(ｲ)(ﾛ)は、５月末日までに推薦教授部部長宛に郵送により提出すること。

⑴(ｲ)　課　題

①　漢　　字　楷・行・草　三体を半切タテ書きに各１葉。

②　か　　な　半切タテ書き　１葉。

③　臨　　書　半切タテ書き　１葉。

④　半紙手本　学生を対象とした手本
半紙タテ書き
平がな・楷・行各１葉

⑤　細　　楷　半紙　タテ書き

課題は、連盟会報・ホームページに掲載する要項によるものとする。

紙質については各課題とも自由。

⑴(ﾛ)　創作作品（未表装・半切以内）

尚、当年度連盟展に参加すること。

静岡県書道連盟表彰規定

（平成21年４月改定）

（規定の目的）

第１条　この規定は、本県書道連盟における功労者の表彰について必要な事項を定める。

（被表彰者の範囲）

第２条

１　被表彰者の範囲は、次のとおりとし、本県書道連盟規約第２条の目的の事業運営に関し功労顕著なる者で、会長がこれを表彰する。

⑴　１期以上会長の職にあった者

⑵　２期以上副会長及び理事長の職にあった者

⑶　３期以上副理事長、会計監事及び運営委員会の事務局長、支局長、支局事務局長、部長、支部長の職にあった者

⑷　満10年以上常任理事の職にあった者

⑸　その他表彰に価する者

⑹　本連盟に対し、多額な金額または価格10万円以上の物品寄付をした者

２　前項（２）から（５）に該当する者は、その者が最後の役職を退職した時に表彰する。

（表彰審査委員会）

第３条　前条に該当すると認められる者については、静岡県書道連盟表彰審査委員会（以下「委員会」という）の議決を経て、被表彰者を決定する。

②　委員会の委員は、正副理事長、正副事務局長、支局長、支局事務局長、各運営部長、支部長をもって構成する。

③　委員会の委員の任期は、前項の役職の在職期間とし、役職を退職したときは、後任者がこれを引き継ぐ。

④　委員会の委員長は、理事長とし、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

⑤　委員長に事故あるときは、委員会の指名する委員が、その職務を代理する。

⑥　委員会は委員長が招集し、過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数で決する。

　ただし、委員は自己の表彰審査の議事に加わることはできない。

⑦　この規定を定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

（被表彰者の推薦）

第４条　被表彰者の推薦は、本部事務局長、支局長、部長、支部長が各々の部門の意見を聞き、理事長に推薦する。

②　推薦者は表彰期日の２ヶ月前までに、第１号様式に掲げる事項を記載した書類を提出するものとする。

（表彰期日）

第５条　表彰は隔年総会又は新年会のときとし、必要に応じ他の期に行うことができる。

（在任期間の計算）

第６条　第２条の在任年数は、次により計算する。

⑴　１ヶ年に満たない端数は１ヶ年とする。

⑵　在任期間は、各役職を通算する。

（表彰状等）

第７条　被表彰者には、表彰状及び記念品を贈る。

②　表彰状は第２号様式に準ずるものとする。

③　記念品は、被表彰者の事蹟に従い、その都度定める。

④　前項の記念品を決定するときは、委員会の議決を経なければならない。

（死亡者の場合の措置）

第８条　被表彰者が死亡者であった場合、表彰状及び記念品は、これを遺族に贈る。

（表彰台帳）

第９条　委員長は、第３号様式による表彰台帳を備え、表彰の実施その他の事項を登載しておかなければならない。

附　　則

１　この規定は平成６年４月より施行する。

（経過措置）

２　この規定施行前の第２条の者の顕彰については、別に協議する。

支　部　規　約

第１条　本連盟は規約第２条の目的並びに第４条の事業を推進するに当り、その趣旨の徹底と理解を全会員に浸透させ、活動の強化と円滑を図るため、支部を設定するものとする。

第２条　支部の名称は当該地区における地域の固有名称を冠するものとする。（但し会員数によっては近接の市町村を併合、分離して組織することが出来る。）

第３条　支部は東部、中部、西部の三大地区に該当する「支局」に属し、その管轄のもとにあって運営するものとする。

第４条　支部は当該支局と密接な連携をとり、各支部並びに支部会員相互の親睦とその発展に寄与するよう努力する。

第５条　支部に次の役員をおく。

支部長　１名　　運営委員　若干名

支部の実情に応じて、支部委員会の承認を得たうえで、副支部長、事務局長、会計、会計監事、支部相談役をおくことができる。

第６条　各支局並びに各支部は、本連盟の趣旨に基づき事業を推進するものとする。

第７条　支部が本連盟の運営について意見を有するときは、支局を経て本連盟に具申することが出来る。

第８条　支部が行う事業について必要と認められるとき、本連盟はこれを支援することが出来る。

第９　条　本規約は昭和51年４月１日よりこれを施行する。

付　　則

役員の任期は本連盟の規約に準ずる。

支部一覧表

東部支局

〈熱海・伊東支部〉
熱海市・伊東市

〈下田支部〉　下田市・賀茂郡

〈三島支部〉　伊豆の国市・田方郡・伊豆市
賀茂郡・三島市・駿東郡

〈御殿場支部〉　御殿場市・駿東郡（小山町）

〈沼津・裾野支部〉
裾野市・沼津市

〈富士支部〉　富士市

〈富士宮支部〉　富士宮市

中部支局

〈清水支部〉　静岡市（清水区）

〈静岡支部〉　静岡市（葵区・駿河区）

〈焼津支部〉　焼津市

〈藤枝支部〉　藤枝市

〈島田・榛原支部〉
島田市・榛原郡・牧之原市

西部支局

〈掛川・菊川・御前崎支部〉
掛川市・菊川市・御前崎市

〈袋井・森支部〉袋井市・周智郡

〈磐田支部〉　磐田市

〈浜松中支部〉　浜松市（中区）

〈浜松東南支部〉浜松市（東区・南区）

〈浜松北支部〉　浜松市（北区）

〈浜松西・湖西支部〉
浜松市（西区）・湖西市

〈浜北・天竜支部〉
浜松市（浜北区・天竜区）

静岡県書道連盟　便　覧

（平成29年４月改定）

入会手続　入会は、連盟所定の申込書の各項目欄に該当事項を詳細に記入の上、入会金1,000円、年会費3,500円を添えて、在住地区の支部長に提出（必ず県書連会員の推薦を要す）する。

〇支部長より順次　下記のように連絡する。２部（コピー可）

本人 → ①当該支部長 ⟶ ②本部副事務局長　平松春麗
《会費》
支局・支部会計
会計部長《会費》

※入会申込書は会報、名簿末尾（付記５）に書式記載。

本部副事務局長　平松　春麗　　携帯 090-2689-7131
427-0046　島田市若松町2793-17　　FAX 0547-36-2748

会費納入　年会費は会員が3,500円、役員5,000円で当該年度の７月末日迄に在住支局又は支部会計に納入する。

※連盟規約第３条により、「２年以上会費を滞納した場合は、退会とみなし会員名簿より削除します」。在住地区の団体及び教授会々費と混同しない様、会費納入の証拠として必ず領収書は保存する事。

住所変更　住所、住居表示、電話、姓雅号変更、退会等　異動事項は書類にて、入会時同様の手順で連絡する。（付記６）

会員慶弔事故等　会員死亡の場合、速やかに当該地区支部長に連絡の事。火災等の事故もこれに準ずる。

推薦教授の件　連盟推薦教授試験の詳細は、会報及びホームページに掲載、関連内規は会員名簿に記載。受験希望者はこれ等精読の事。

〇夏季講習・公募展等の参加も加味する。

後援申請依頼等　各種行事案内（付記４）連盟後援申請など総て本部事務局宛連絡の事。行事案内は会報部長にも送付の事。

※後援申請は、後記（付記10）見本により行事名、期日、会場、主催者、内容等を記載の上、本部事務局に送付の事。

本部会計及び支部会計

本部会計　　戸本　松庭　　TEL･FAX
425-0061　焼津市中根153-１　　054-624-3651

郵便局口座　記号12310-２　番号23929181　静岡県書道連盟

東部支局会計　後藤　里果　　TEL･FAX
418-0044　富士宮市大中里943　　0544-26-4478

郵便振替　00890-9-55851　静岡県書道連盟東部支局

中部支局会計　各支部会計へ
（詳しくは各支部長にお問い合わせください）

西部支局会計　片岡　慧流　　TEL･FAX
432-8005　浜松市西区神ヶ谷町1341-1　　053-485-4356
小野　錦泉　　TEL･FAX
437-1612　御前崎市池新田1678-7　　0537-86-8052

郵便振替　00800-7-58834　静岡県書道連盟西部支局

各 部 の 担 当

◇書きぞめ展・書写推進委員会

書きぞめ展・書写推進委員会は、書きぞめ展および書写推進を統括し、東・中・西各支局が運営を掌握、各地区に於いて、それぞれ実施する。また児童生徒に対して書写教育を推進し、連盟会員のスキルアップをはかる。

◎書きぞめ展は幼年から中学まで全県下同一課題にて行う。

◎審査は県書道連盟理事以上か、又は各地区に於いてそれにふさわしい者があたる。

◇研究会（夏季講習会）本部委員会

東・中・西各支局持ち回りで、年に１回１泊の研修会を行なう。各支局が企画・立案・実施まで責任を持って行なう。併せて、会員相互の親睦を一層深める。

◎夏季講習会の本部委員長は理事長、副委員長は当該支局の副理事長が担当する。

◎夏季講習会の会期・会場・講師についての原案を作成し、本部役員会にはかり決定する。

◎作業内容

- ◦募集要項等各種印刷物の作成と送付。
- ◦開催前後の諸事務および準備のすべてを行なう。
- ◦終了後、決算報告書を作成し本部会計部長に報告、清算する。

１．本部事務局

◎事務局長宅に事務所を置く。

◎理事長より依嘱された事項の事務処理を行なう。

◎常に、本連盟の役員との意志の疎通を図り、連盟の目的とする活動・事業を把握し推進する。各部担当の独立した活動についても接点的な役割をはたす。事務局だよりを会報に掲載。

◎総会・新年会各種会議の設定と招集ならびに会議の進行、議事録の作成と報告・保管。又、それら議事録（抜粋）を会報に掲載、全会員とのコミュニケーションをはかる。

◎功労者表彰制度の実施をする。県書道連盟表彰に基づき、該当する被表彰者の表彰台帳を作成管理する。

◎総会等諸会議がスムースに運営されるよう活動する。

◎静岡県書道連盟ホームページの管理。
行事や会議などの最新情報を随時更新する。

◎常に、全会員の動静には気を配り、変動に対応し会員名簿を作成（隔年毎）する。

◎芸術・文化に関する他の分野の団体との協力・協調の接点となる。

２．会　計　部

県書連の健全な運営のための基本財源である会費を徴集し、会計処理を行なう。また、各運営部活動全般の経理を把握する。静岡県書道連盟主催諸事業を各支局・各支部で実施したとき、その会計については本部会計監事の監査を受けることとし、本部会計は収支を把握する。

◎会員からの会費徴集、事務処理。

◎各部での経費について、その支払いと事務処理。

◎総会での決算報告、予算書案の提案。

３．推薦教授部

◎募集要項は会報及びホームページに記載。

◎審査委員会（審査員の資格は県書道連盟顧問、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長および県芸術祭書道部門委嘱作家）に若干名依頼する。

◎認定証授与式　於　夏季講習会

４．公 募 展 部

広く県民一般より書道作品を公募し、書道文化の昂揚を図る。また、書道底辺の拡大、会員の発掘、レベルアップを図ることを目的とする。

◎作業内容としては

- ◦募集要項、出品票、ポスター作成と送付
- ◦審査員（常任理事以上）への依頼状発送
- ◦審査事務処理　◦貼付け作業
- ◦展示・展覧　◦表彰式

5．連 盟 展 部

連盟展を行なうことに依り、連盟会員全体の書技のレベルアップを図ると共にお互いに切磋琢磨する。

◎連盟展を年１回開催し、最終日に反省会・懇親会を行なう。

◎作業内容としては

◦後援の申請と依頼・ポスター作成

◦出品要項、申し込み書の送付

◦出品目録作成

◦東・中・西支局地域の搬出入業者案内

◦展示・展覧

◦会報記載記事作成　等

6．会　報　部

県書道連盟の運営状況、事業内容、会員の消息等を会員に知らせるべく、会報を発行する。

◎年１回会報発行（５月）

◎会報の内容……事業内容の記録、一般会員の寄稿、その他特別企画。

そ の 他 関 係 書 展

新春書作家展　東・中・西の３地区に於いて、年頭の作品展を開催。

◎出品資格は、東･中･西支局にて各々定める。

委嘱作家展　県芸術祭、書道部門委嘱者に出品を依頼し、展覧会を行なう。

県書連主要行事一覧表（多少変更を含む）

月日	行事名	案内等
1月上旬	新春書作家展（東中西役員）	案内状発送
1月	県書連新年会	日時・会場等は案内発送
1月	委嘱作家展	案内状発送
1月、2月	各地区書きぞめ展・展示・表彰式	各地区担当
3月	総会を控え常任理事会	案内発送
3月	総会を控え理事会	案内発送
3月	支部書写活動の報告会	
4月下旬	県書連定時総会	案内発送
5月上旬	県展審査員推薦委員会（委嘱決定）	委員に案内状発送
5月	会報作成・発送	会報部
6月中旬	連盟展（募集、展示、展覧、懇親会）	
6月中旬	推薦教授認定試験	要項＝会報に発表
6月中旬	公募展受付	
7月中旬	公募展審査（常任理事以上）	
8月下旬	夏季講習会	当該地区より案内状発送
9月	隔年会員名簿作成	事務局
9月	公募展　展示　表彰式	受賞者に案内
9・10・11月	県芸術祭書道部門開催に協力	
10月	書写実技研修会	書きぞめ展・書写推進委員会
12月	各支局・支部書きぞめ展始動	各地区書きぞめ委員会

（会議等）本部役員会議、総務会、常任理事会、理事会、特別委員会（規約検討委等）は随時開催する。

静岡県書道連盟　入 会 申 込 書			
ふりがな		ふりがな	
姓　号		本　名	
生 年 月 日	年　　月　　日生	男　・　女	
職　業			
入会支部名	支部		
住　所	〒　　－		
電話番号または携帯電話	＜　　＞　　－		
ＦＡＸ	＜　　＞　　－		
師　匠			
備　考			
上記の通り	入 会 金　1,000円 年 会 費　3,500円 を添えて申し込みます 年　　月　　日 氏　　名　　㊞		
入会年月日	入　会　　年　　月　　日		
推 薦 者	県書道連盟会員の推薦が必要です ㊞		

＊この部分をコピーして使用

【会員の入会手続き】 会員名簿便覧参照

＊入会は上記の申込書の各項目欄に該当事項を楷書で正確に記入の上、
入会金1,000円,年会費3,500円を添えて在住地区の支部長に提出する。
（必ず県書道連盟会員の推薦を要する。）支部長の住所は11ページ参照。

＊支部長は入会申込書を2枚コピーし、1部は本部副事務局長（担当 **平松春麗**）、
もう1枚は当該支局事務局長に提出する。（原本は支部長が保管）

＊支部長は入会者の入会金・年会費を東・西部は支局会計へ、中部は支部会計へ
納める。

届出日　　年　　月　　日

静岡県書道連盟

会 員 異 動 届

【会員名簿　　ページ】

該当の箇所を〇で囲んでください。

転居・訂正、改姓・改号・退会・死亡

（〒番号・住所、 TEL・FAX）

旧	〒　　－	住所	
	支部名		
	フリガナ		TEL
	姓 号		FAX
新	〒　　－	住所	
	支部名		
	フリガナ		TEL
	姓 号		FAX

※訂正部分を赤書き又は ～～～～～～～～ (波線)を入れる。

※この部分をコピーして使用。

〔訂正・変更の手続き〕

異動が生じたら、上記の各項目欄に該当事項を詳細に記入の上、当該支部長に提出する。

支部長は２部コピーし　①本部副事務局長（担当 **平松春麗**)、②当該支局事務局長に郵送する。

原本は支部長が保管する。【※退会届もこれに準じて手続きする。】

〔転居の手続き〕

他支部に転居する場合、会員は転居前の当該支部長に上記の異動届を提出する。

当該支部長は３部コピーし、
①新在住支部の支部長、②本部副事務局長（担当 **平松春麗**)、③当該支局事務局長に郵送する。

会員ラベル申込書

年　　月　　日

申込者氏名…連盟会員に限る。

氏　　名	送付先	電話番号
	〒	

使用目的　例　○○書道展　支局理事会用など

役職別（ラベル製作に必要な役職全てに○で囲んでください。）

・会員（全県・東部支局・中部支局・西部支局）

・理事以上（全県・東部支局・中部支局・西部支局）　　＊理事以上には常任理事も含まれます。

・常任理事以上（全県・東部支局・中部支局・西部支局）

・支部別（支部名　　）

＊これらには名誉顧問・顧問・本部相談役・本部役員・支局相談役・総務・会計監事が含まれます。

その他・通信欄

発送希望日　　年　　月　　日　までに（必ず記入してください）

＊ラベルは１シート（２１名）につき１２０円＋送料一律３７０円となります。

＊ラベル製作・発送には２週間ほどかかりますので余裕をもって申し込んでください。

＊ラベル申し込みは郵送・ＦＡＸの受け付けに限らせていただきます。

＊ラベル代の請求はラベル送付後、別便にて請求いたします。

＊使用目的によっては発行できない場合があります。

【申し込み先】　〒424-0811　静岡市清水区二の丸町５－８

丸 山　翠 心

ＦＡＸ　０５４－３６６－４６８４

【お問合せ先】　ＴＥＬ　０９０－３４２１－５８２５

推　薦　書

受験者名

（　　）

右の者　書技及び、知識、人格共に静岡県書道連盟推薦教授の資格を得るのにふさわしい者であると認めますのでここに推薦いたします。

年　　月　　日

推薦者の役職名・姓号

印

静岡県書道連盟会長殿

※上記書式をコピーしてご記入の上、提出して下さい。

年　　月　　日

静岡県書道連盟御中

推薦教授資格認定試験申込書

私儀

静岡県書道連盟推薦教授資格認定試験を受験致し度く

提出書類および受験料5，000円を添えて申し込みます。

郵便番号　　－

住　　所

電話番号

ふりがな
姓　　号

ふりがな
本　　名　　印

新受験　　再受験　（どちらかに〇）

夏季講習会出席年度　平成　令和　　年度

（受験申込み年度に近い出席年度を記入して下さい）

※楷書、ボールペン字で、数字は算用数字でご記入下さい。

年　　月　　日

静 岡 県 書 道 連 盟

理事長　大 河 紫 流 様

申 請 者　〒＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

後援名使用承諾願

下記事業について、静岡県書道連盟のご後援をいただきたく申請いたします。

記

1．事 業 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2．会　　期　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

3．会　　場　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4．責 任 者　〒＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☎＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5．そ の 他

※上記書式をコピーしてご記入の上、84 円切手を貼った返信封筒を添えて事務局あて申請してください。

【申請先】　本部事務局　〒438－0017　磐田市安久路 2－32－10　　早瀬 明觀

関連先住所・電話

東部	電話番号	住所
Plaza Verde （プラサ ヴェルデ）	ＴＥＬ：055-920-4100 ＦＡＸ：055-920-4101	〒410-0801 沼津市大手町1-1-4
富士市文化会館 （ロゼシアター）	ＴＥＬ：0545-60-2510 ＦＡＸ：0545-60-2505	〒416-0953 富士市蓼原町1750番地
沼津市文化会館	ＴＥＬ：055-932-6111 ＦＡＸ：055-933-2049	〒410-0832 沼津市御幸町15番1号
三島市民生涯学習センター	ＴＥＬ：055-983-0881 ＦＡＸ：055-983-0870	〒411-0035 三島市大宮町1-8-38

中部	電話番号	住所
静岡市民文化会館	ＴＥＬ：054-251-3751 ＦＡＸ：054-251-9219	〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番90号
静岡市民ギャラリー	ＴＥＬ：054-221-1017	〒420-0853 静岡市葵区追手町5番1号
グランシップ	ＴＥＬ：054-203-5713	〒422-8005 静岡市駿河区池田79-4
ホテルグランヒルズ静岡	ＴＥＬ：054-284-0111	〒422-8575 静岡市駿河区南町18-1
静岡県男女共同企画 センターあざれあ	ＴＥＬ：054-255-8440	〒422-8063 静岡市駿河区馬渕1丁目17-1
静岡県総合福祉会館 シズウェル	ＴＥＬ：054-254-5221	〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70
静岡県総合研修所 もくせい会館 （静岡県職員会館）	ＴＥＬ：054-245-1595 ＦＡＸ：054-245-1669	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-6-1
パルシェ会議室	ＴＥＬ：054-252-2202	〒420-0851 静岡市葵区黒金町49番地
静岡市東部勤労者福祉 センター清水テルサ	ＴＥＬ：054-355-3111	〒424-0823 静岡市清水区島崎町223
ホテルアンビア松風閣	ＴＥＬ：054-628-3131 ＦＡＸ：054-628-5166	〒425-0012 静岡県焼津市浜当目1541

西部	電話番号	住所
クリエート浜松	ＴＥＬ：053-453-5311 ＦＡＸ：053-453-5379	〒430-0916 浜松市中区早馬町2番地の1
SBS浜松総局プレスタワー	ＴＥＬ：053-452-8800	〒430-0927 浜松市中区旭町11-1
遠鉄百貨店	ＴＥＬ：053-457-0001	〒430-8588 浜松市中区砂山町320－2
ホテル　ザ・ハマナコ	ＴＥＬ：053-592-2222 ＦＡＸ：053-592-5522	〒431-0101 浜松市西区雄踏町山崎4396-1
浜松市地域情報センター	ＴＥＬ：053-456-5000	〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12-7

令和４・５年度連絡網

〈連絡範囲〉 一般会員の場合はこのラインまで

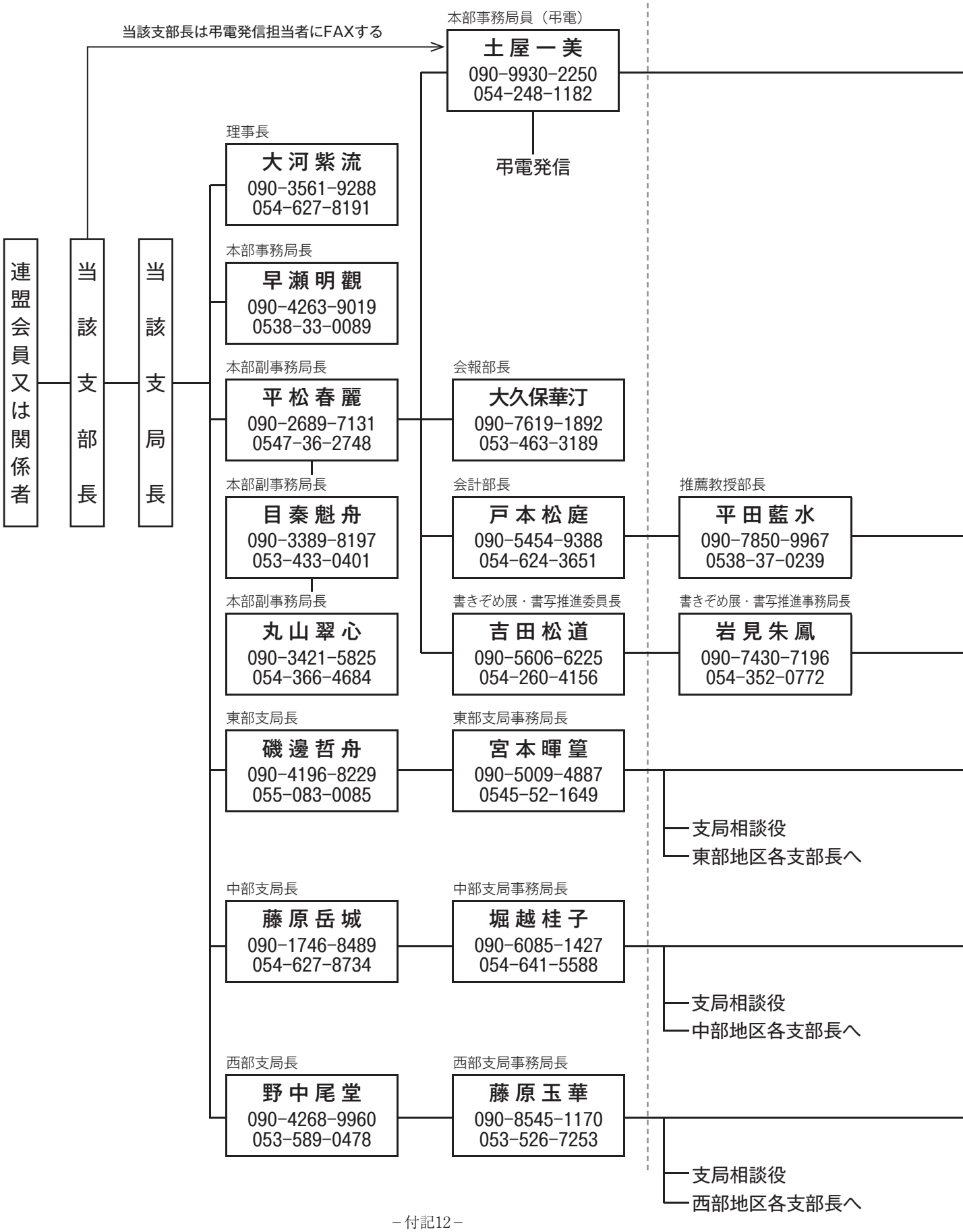

理事・常任理事の場合はこのラインまで

要職にあった方
（本部役員以上の歴任者）
の場合はこのラインまで

会長
大石大梅
053-461-2314
同上

副会長
是永尚志
090-7318-3353
054-247-5567

副会長
田代香桃
090-1280-8888
053-575-0880

東部所轄　顧問・相談役担当
林　桐翠
090-1758-6609
0545-52-5313

中部所轄　顧問・相談役担当
小泉玲洸
090-4401-8100
054-635-2309

西部所轄　顧問・相談役担当
大塚彩風
090-9896-0993
053-465-5267

公募展部長
久野流水
070-2227-5769
0545-64-4131

連盟展部長
井上鐘硯
080-5104-1449
055-986-4103

書きぞめ展・書写推進東部委員長
鈴木玉翠
090-8686-4526
055-977-9969

書きぞめ展・書写推進中部委員長
弓岡秋穂
090-6642-0165
0547-36-1321

書きぞめ展・書写推進西部委員長
小沢花游
090-1864-3079
053-454-3719

副理事長
三ッ岡瑾流
090-3158-6544
0545-33-1977

副理事長
小野光倫
090-7691-8283
055-963-5980

氏　名
電話番号
FAX番号

副理事長
石川清翠
090-1784-1332
054-246-0924

副理事長
師岡素山
090-5616-3302
053-453-9441

連絡先が留守の場合は、飛び越えて連絡しておき、後刻再び連絡してください。

基本的な連絡網なので、事例によっては柔軟な対処をしてください。

協 力 団 体 一 覧 表

伝統的工芸品熊野筆製造
併設全日本書作家錬成道場

株式会社 一休園

【本社】
〒731-4221 広島県安芸郡熊野町出来庭2-2-44
TEL 082-854-0019
e-mail：fude@ikkyuen.com
ホームページ：http://www.ikkyuen.com
【東京営業所】
〒224-0003 横浜市都筑区中川中央1-21-1-203
TEL 045-507-6319

書画用品　額縁　軸装　胎毛筆

有限会社 大石四宝堂

静岡店（安東小学校前）
〒420-0882 静岡市葵区安東2丁目27番20号
TEL（054）245－2295（代）
FAX（054）248－3274

書画用品・掛軸・額縁・グラフィックデザイン・アートプロデュース

有限会社
藤枝 大石四宝堂

https://oishi4.jp
〒426-0004 静岡県藤枝市上当間629-3
TEL054-644-4639　FAX054-644-4430

加藤表具店

〒430-0929
浜松市中区中央一丁目14番2号
TEL（053）452－4090
FAX（053）452－4092

書道用品と表装・額装

キヨー和

西部担当　福間 淳史　090-9314-5691
中部担当　圓 嘉夫　090-9314-5818
東部担当　豊泉 忠昭　090-9314-5798

新宿本店 / 名古屋店 / 横浜店 / 市川店 / 仙台店 / 宇都宮店
ホームページ www.kywa.jp
－文房四宝輸入の専門商社－
協和貿易株式会社　〒272-0023 千葉県市川市南八幡5-10-7協和ビル2F　TEL047-314-6002

書道用品販売（額装・軸装）

㈱ 欣生堂

〒435-0056　浜松市東区小池町２５６９
TEL　053－463－9837
FAX　053－464－5530

伝統的工芸品指定　熊野筆
高級書道用筆墨硯

株式会社 久保田硯

〒731-4215　広島県安芸郡熊野町城之堀2-2-45
TEL　082(854)0009(代)　FAX　082(854)2112
http://www.fudeya.com

膠系の液体墨に使用されている「塩化カルシウム」は、固形墨をそのまま磨りおろしている「生墨」には、一切含まれておりません。

CB11-25
磨りおろし生墨 古墨
普通濃度/250g
¥3,000（本体価格）

CB7-25（濃墨）
磨りおろし生墨 古墨
濃墨/250g
¥5,000（本体価格）

固形墨をそのまま磨りおろした生墨100%です

株式会社 呉竹　〒630-8670 奈良市南京終町7-576
TEL:0742.50.2050　FAX:0742.50.2070

書道専門店

有限会社 四泉堂

沼津市上土町７７
TEL・FAX　055-962-8458

最高級作品用墨液

菜種油煙使用、茶系の「良寛」　筆にやさしい作品用墨液の「優」

●姉妹品
「行雲（ぎょうううん）」大人用から学童まで。　墨色が良い。
※濃墨、超濃墨タイプあり。　書道パフォーマンスでも愛用されています。

(株)祥碩堂　奈良市西木辻町113　TEL・0742-22-4256　http://www.shosekido.co.jp　FAX・0742-23-8656

星光社印刷株式会社

代表取締役社長　白谷　雄一
静岡市駿河区豊田 3-6-12
電話〈054〉286-3131

額縁・美術表装／和紙・中国書道用品

大雅堂

〒420-0862 静岡市葵区浅間町1-36-5（長谷通沿い）
☎054-209-0100 FAX054-209-0115

書道用品一式及表装・額
裏打ち、掛軸、額装承ります。

㈲泰公商会

〒430-0949 浜松市中区尾張町131-15（Pあり）
TEL(053)456-8937・FAX(053)453-5005

表彰品
（トロフィー・タテ・カップ・メダル）
文房具・記念品

株式会社 ツーネット

〒440-0013 愛知県豊橋市西小鷹野1-13-14
TEL 0532-64-2361(代)
FAX 0532-64-2362

文具　紙製品　事務用品　事務機器

株式会社 野呂商店

〒420-0048 静岡市葵区桜木町１の１
TEL(054)255−8408(代)
FAX(054)253−4905

書道用品専門店

富貴堂

〒422-8033
静岡市駿河区登呂二丁目4-31
電 話(054)203−7277
FAX(054)203−7278

仿古銘筆

株式会社 仿古堂（ほうこどう）
熊野町観光案内所「筆の駅」同敷地内併設
〒731-4221 広島県安芸郡熊野町出来庭10丁目6番23号
TEL: 082-854-0003　FAX: 082-854-1290

液墨 えきずみ

固形墨を微粉砕し、
丁寧に練り直しできた墨液。
液墨 / 液墨純黒 / 高級液墨　各 350 g

株式会社 墨運堂　創業1805年
奈良本社・東京店・福岡(営)
〒270-0013 松戸市小金きよしヶ丘4-10-2 (TEL)047-347-5100 (FAX)047-347-1641

書画用品専門店

三日月堂

〒420-0064　静岡市葵区本通り2-3-14（P有）
TEL 054-251-1345 FAX 054-251-3088

掛軸・額・表装

永香堂 山本表具店

襖・障子ハリカエ

〒438-0078 磐田市久保町３０３
TEL.0538−32−4323

静岡県書道連盟についてはホームページをご覧ください。

http://shizuoka-kenshoren.org

静岡県書道連盟　**検索**

〈お問い合わせ〉　本部事務局

〒438-0017　磐田市安久路2－32－10

早　瀬　明　觀

ＴＥＬ 090-4263-9019

MAIL hayase@ai.tnc.ne.jp

静岡県書道連盟名簿

発行日　令和４年９月30日

発　行　静岡県書道連盟　事務局

会　長　大　石　大　梅

〒430-0851 浜松市中区向宿2丁目19-9

理事長　大　河　紫　流

〒425-0028 焼津市駅北1丁目8-25

印　刷　星光社印刷株式会社

〒422-8027 静岡市駿河区豊田2丁目4-30